

## 松本みつはる社会保険労務士事務所

# ニュースレター



# 9月

Sept

# 2017年

こんにちは！松本です。  
あっという間の夏でしたが、  
最近は…、



某国のミサイルに脅威を感じる9月となってしまいました。  
しかし、マイナス思考はいけません。安倍総理に頑張ってもらい、我々は、やるべきことをやるだけです。

さてさて、安倍総理が今本気で取り組んでいる働き方改革ですが、よく出てくる言葉に「同一労働同一賃金」があります。でも、よく意味が分からないと思いませんか？

「全員の給料を一律にしろ！」…という意味なのでしょう  
か？ そんなこと言われたら、会社が成り立ちませんよね。  
実はまだ、この「同一労働同一賃金」は議論の過程で、実現性や定義のピントが定まっておられません。

ただ実際に、これまでの常識を覆すような事例が出始めて  
るのも事実。日本の雇用や賃金体系が、一転する可能性  
があるかもしれませんので、ご紹介します。

コストコ（米国流通大手）をご存知ですか？  
ひたちなかにも巨大な店舗があり  
繁盛しているようです。



ここではなんと、**アルバイト・パートも正社員も全員すべての従業員が、→「時給」制**です。（※管理職をのぞく）  
しかも、地域相場を無視した**高額の時給設定（@1250円～1755円）**。採用応募は殺到するらしいですよ。  
学歴や年齢・性別にかかわらず、同じ仕事なら同じ時給らしく、いたって単純に一律とのこと。（驚きです）

あなたの会社で、コレできますかね？（厳しいよね）  
コストコを成功モデルと考え、安倍総理はそっちに向かうのかな！？（え～それはキツイよ）  
もしかしたら、大変革があるかもしれませんね！（怖っ）

実りの秋、張り切って参りましょう！

あなたのご愛顧に、感謝！



## CONTENTS 今月のお題

- 01 ごあいさつ
- 02 【労働トラブル】 …労基署の今時テーマと過重労働！
- 03 【採用募集】 …採用が期待外れ！という悩み
- 04 【労働法改正】 …最低賃金が高騰！どうしよう？
- 05 編集後記、プロフィールなど

# 労働トラブル奮戦記

Q & A 相談事例から学ぶ

## 労基署の今時テーマと過重労働！ 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たしません。年間100万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか？

私や仲間の社労士の関与先で、最近目立ってきたトラブルが、「**残業がらみ**」です。



新聞テレビで連日のように残業がらみのニュースが続くと、今まで何ら問題視していなかった人でも許せなくなるものです。ごく普通の従業員でも「会社が法律を守らないなら、権利を主張しよう」となります。

国が「残業がらみ」に対する取り締まりを強化した結果、ブラック企業の会社名公表や書類送検など、労働基準監督署(以下略、労基署)は明らかに強硬姿勢に変わってきている現状から、今回はこのテーマでお話します。

「そもそも労基署とは何してんの？」

労基署は、厚生労働省の出先機関で、労働基準法に定められた行政機関です。全国に321署があります。強調したいのは労働基準法に定められたところ。労働法と呼ばれる分野のみを監督する役所です。つまりは労働法以外の分野の民事的な紛争には原則タッチできないことを覚えておいてください。だから「これ以上は労基署として取り扱えません」…となることも。言った言わないのトラブルは民事的な紛争として相手にしないケースがよくあります。

それじゃ今、労基署が一番熱心に取り組んでいるテーマは何なの？



…それは、ズバリ「**過重労働**」です。

言った言わないの労使紛争に興味を示さない監督官でも、ここには、やたらと執着します。

### 若き社労士の視点

今年も11月から「過労死等防止啓発月間」キャンペーンがはじまります。調査も当然強化されるでしょう。

「**過重労働や過労死なんてウチには関係ないよ**」と思うかもしれません。

がしかし、そうとも言ってられない時代になりました。残業を業務命令できる時間数の基準がどんどん低くなっているからです。つまり、**過労死ラインと呼ばれる月の残業時間が極端に下がってきている**から。

以前なら、月**100**時間でしたが、



今は、月**80**時間まで



今後の想定は、月**60**時間まで

「えっ！これ以上は**過重労働・過労死**扱いになるの？」

そのようです。そのリスクが高まりました。

これから「働き方改革」の名のもとに、残業規制の本格的議論がはじまります。ニュースなどで要チェックです。

ちなみに、私が20代サラリーマン時代は、夜10時は当たり前で、実質150時間以上やっていましたね(笑)。軽く毎月、過労死ラインオーバーですよ。でも私、元気に健康で生きていますけど！(爆)

もはや、残業は、会社にとってのリスクと言える時代なのでしょう。



# 採用募集のツボ

人材をどう採用して育成するか？

## 採用が期待外れ！という悩み 編

「人材の入口戦略」。採用募集は経営上の最重点課題です。キーポイントは、たくさん集めて、その中から厳選して採用すること。アイデアを伝授します

「採用がうまくいかない」という相談が増えました。

最近、気が付いたのですが、うまくいかない悩みは、大きく2つの類型パターンに分かれます。それは、

- ① 募集しても応募がない(少ない)という悩み
- ② 採用しても期待外れの人材ばかりという悩み

どちらも頭の痛い悩みで、会社の成長にもかかわる課題です。



本日は、2つ目の「期待外れの人材ばかり採用してしまう悩み」に対して処方箋をお伝えしたいと思います。

この悩みを世間では、「採用のミスマッチ」と呼びます。誰でもミスマッチは防ぎたいところですが、あなたの会社に、ピッタリな人材なのか、不向きな人材なのかを面接で見破ることは、けっこう難しいと言われています。

あなたの会社では面接をどのように行っていますか？

採用コンサルタントと称する専門家が提唱する採用手法は、おおむね中堅から大企業向けです。

マニュアルを完備して、3人以上の面接官で、3回以上繰り返しやって、質問事項もあらかじめ周到に準備しましょう…みたいな手法です。

しかしこれは、時間的にも、労力的にも、なかなか中小零細企業では実践できませんよね。専門家の多くがリクルートなどの大手企業出身者ですから仕方ありません。

そこで、中小零細起業専門の私からは、誰でも簡単にできる方法を3つ紹介します。



松本みつはる 社会保険労務士事務所 ニュースレター2017年9月号

### 若き社労士の視点

これさえ実行したら、問題社員やモンスター社員の侵入を防ぐことが可能になり、最悪の事態だけは避けられるでしょう。まさに、転ばぬ先の杖。

#### 【最悪を防ぐポイント×3】



##### 1. 履歴書の職歴に注目

在社期間 1年未満の転職を三回以上繰り返していたら、要注意。転職サイクルが早い人は、その理由をしっかりと聞き取りましょう。納得いく説明がなく、理由がよくわからなければ、採用を控えた方が無難。問題社員の可能性大。

##### 2. 経歴詐称の可能性に注目

昨今、嘘で固めた履歴書が横行しています。弁が立つほど要注意で、特に営業職や管理職、自分の能力や実績をアピールすることが上手な人の採用にはお気付けを。モンスター社員の可能性あり。職歴、実績、技能について、あえて2度3度と同じ質問し、発言させてください。録音も有効。つじつまが合わなくなり、化けの皮が剥がれることも。

##### 3. 迷ったら正社員でなく有期雇用で

「この人は微妙だな」と迷うケースがよくある話。そんなときは、正社員ではなく、期間の定めのある有期契約で雇用スタートしてください。6か月程度の期間雇用で様子を見て、よい人材なら契約を更新して正規雇用。ダメな人材だったら雇い止めが可能(解雇ではない)ですから、会社のリスクが低いのです。ちなみに嬉しいことに、この雇用パターンなら、キャリアアップ助成金も活用可能です。

採用でも困りごとがあれば、ご相談くださいね！

# 労働法改正ピックアップ

知らないと損する情報

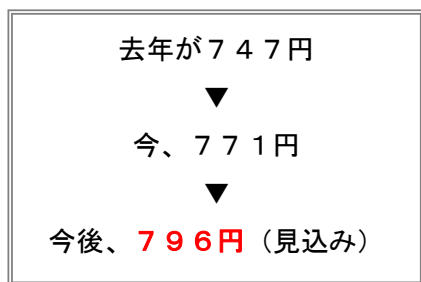
## 最低賃金が高騰！どうしよう？ 編

「働き方改革」…国は本気で取り組み始めました。つまり、法律で経営者をもっと規制していくという話。それを知らずして、会社の発展は望めません。知らないで大損しますよ。

この時期は、毎年恒例の「最低賃金の更新」となります。いつもは気にしない最低賃金の法改正ですが、近年は、ちょっと看過できない状況に…。

先日、厚生労働省の審議会にて本年度の方針が決まり、**茨城は+25円アップ**となる模様。(8月末時点でまだ決定ではないですが、ほぼ決定です)

改定時期は例年10月頃が多いので、要チェックです。



ここ数年の急激な最低賃金の上昇は考えものですね。介護や小売り飲食、製造など、パートさんの活用が欠かせない業界には打撃でしょうね。

ちなみに、すぐ近くの東京都の最低賃金は現状932円。よって、新しい最低賃金は958円の予測となります。千葉県や埼玉県でも高い最低賃金水準です。

数年後、東京オリンピックの時には最低賃金1,000円ぐらいになっていそうな流れ。お～怖い話です。下限値ぎりぎりですと給与を設定している会社は、この改定で下限値を下回っていないか確認する必要があります。

時給のパートさんに限らず、正社員でも、労働時間の拘束が長い会社では、月給の基本給が最低賃金を下回ってしまうケースだってあります。

### 若き社労士の視点



一般的な週休2日制、1日8時間労働の場合、1ヶ月の所定勤務時間はだいたい173時間となります。よって、

**茨城県の正社員の最低月給下限ライン**は、

796円×173時間＝137,708円となります。  
これが最低の基本給のラインとお考え下さい。  
(諸手当がある場合は、含めてもいい諸手当もあります。)

最低賃金を下回ると、かなり厳しく行政は動きます。労基署は最低賃金にはヒステリックになりますのでご用心を！

問題は、現状の時給では、より採用が厳しくなること。近隣の東京、千葉、埼玉では給与水準が茨城と比べて高いですし、特に県南地域は厳しいでしょうね。かといって、採算を考えたなら、むやみに時給ベースを上げるのも辛いですからね。

- ✓ 人手不足。  
↓
- ✓ 人件費は高騰。  
↓
- ✓ 個人の権利意識が増大。  
↓
- ✓ 労働トラブル増。



経営者にとって、「人」の問題は、肝心かなめとなってきていますね。今は「情報」「金」よりも「人」です

私にできることがあれば、何なりとご相談ください。

# 編集後記



今年の夏は変な感じでしたね。

8月に雨が降りすぎ、これも異常気象なのでしょうか。

我が家の隣は中根上野公園というすばらしい憩いのスペースなのですが、ここにもちょっとした異変がありました。

セミが一斉に**早死**してしまったのです。まさか自殺ではないでしょうか……。



おそらく8月中旬の長雨と寒気が原因ではないかと思いますが、木の上ではなく、地面の上や低い生垣などで「ピーピー」と威勢の悪い声で鳴き始め、

数日のうちに一斉に死んでいました。(お～怖い)

セミ採りが大好きな愛犬のテンは、ここぞとばかりにテンションマックス、セミを捕獲しまくっており……毎日 4～5 匹はバリバリと捕食していました。(お～残酷)

でも本人は大マジメ、狩猟犬の本能で必死の形相。なので「やめろ」と言えない空気なのです。

食欲の秋ですよ！(セミは食べられないですが)季節の変わり目、体調に気を付けて、張り切って参りましょう！

松本みつはる




## ～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／労務最適化アドバイザー

悩みの深い労務＝『ひと』に関する解決策を 経営者目線で提案できる数少ない社労士。  
(松本みつはる社会保険労務士事務所 代表／松本 SR 事務所合同会社 代表社員)

1971年(昭和46年)6月生まれ、46歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。息子2人の子育てに苦戦中。悩み事:中年太りと腰痛。趣味:柴犬と散歩。好物:そば。

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号  
全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員  PSRnetwork  
中小企業福祉事業団会員

## ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

大学卒業から、一貫して法人営業の現場で育つ。年間優秀賞(2004年AIU)などのタイトルを獲得し、一見、順風満帆にみえた営業マン人生であったが、しだいに……結果を出しつつも、心が折れ始める。「ただの押し売りなんじゃないか?」……と思い悩む日々、次第にジリ貧に……そして、東日本大震災、茨城で被災。人生最大のピンチ。約3週間の窮地「水なし・電気なし・電話なし、物流なし」を経験したことで、「もう一回すべてやり直したい」という想いに突き動かされる。「セールスは卒業し、もっと価値ある提案をしたい!」と一念発起、ゼロから社会保険労務士として開業。復興支援の気持ちで、中小企業の支援をコツコツ展開。経営者の「困りごと」や「喜ぶこと」にスポットをあてたコンサルティングを実践。難解な法律論ではなく、わかりやすい現実論の提案が功を奏し、「助かったよ」という最高の褒め言葉をもらえるようになる。近年の実績としては、①過去5年間の助成金受給額→累計1億6000万円を突破。②労働トラブル相談→年間50件以上。③就業規則・雇用契約書の改善コンサル→累計40社以上……など。

【自由欄】感想・激励・意見・要望・お叱り……何でもけっこうです。FAX: 029-212-5112 へ

※今後の送付が不要な方は、お手数ですが以下に社名のみ記載しFAXでご一報ください。

→FAX: 029-212-5112

□ ニュースレター配信停止 貴社名 \_\_\_\_\_ 様

## 松本みつはる社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール : [info@matsu-sharo.com](mailto:info@matsu-sharo.com) (24時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com>